

申請者の皆様へ

令和元年度 歳末たすけあい援護金配分事業を実施します

この事業は、歳末たすけあい募金運動で集められた募金から援護を必要とする世帯に「自己申請方式」により、歳末たすけあい援護金を配分する事業です。

【配分の対象となる世帯の条件】

令和元年10月1日現在で、世帯全員の市民税が非課税世帯（平成30年1月1日～12月31日までの収入申告内容）で、笠間市に6ヶ月以上住所を有し、現に居住している世帯。かつ、次のいずれかに該当する世帯。

対象世帯	条 件
準要保護世帯	○準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者（児）世帯 知的障がい者（児）世帯 精神障がい者世帯	○身体障害者手帳 1級所持者のいる世帯 ○療育手帳 ㊤・A所持者のいる世帯 ○精神障害者保健福祉手帳 1級所持者のいる世帯
ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	○ひとり親世帯で、満18歳（満18歳到達後の最初の4月1日までの間にある）の子のいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません
ひとり暮らし高齢者世帯 高齢者世帯	○70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ○70歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません
要介護認定4・5の高齢者がいる世帯	○70歳以上で要介護認定4・5の高齢者がいる世帯
その他	○生活が困窮している世帯として本会会長が認めた世帯

【配分金の支給について】

- ・援護金の金額は、今年度募集する「歳末たすけあい募金」の実績額により決定します。
- ・口座振込の方は申請書に記載した指定口座に入金されます。
（※金融機関口座を持っていないなど、振込が困難な場合には、窓口もしくは自宅にて支給します）
- ・援護金の振込は、令和元年12月13日（金）を予定しています。現金受取については12月27日までに支給します。

【注意事項】

- ・対象世帯が2つ以上該当する場合でも申請はいずれか1つとなります。
- ・生活保護世帯や施設入所者、長期入院者（6ヶ月以上）は対象になりません。

【問合せ・申込み】

「令和元年度 歳末たすけあい援護金配分事業申請書」をご記入のうえ、**11月15日（金）**
＜平日午前8時30分～午後5時15分＞までに笠間市社会福祉協議会へ提出してください。

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

本 所	笠間市美原 3-2-11	TEL	0 2 9 6 - 7 7 - 0 7 3 0
笠間支所	笠間市石井 717	TEL	0 2 9 6 - 7 3 - 0 0 8 4
岩間支所	笠間市下郷 5139-1	TEL	0 2 9 9 - 4 5 - 7 8 8 9